

令和５年度 第４回 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

1 日時

令和６年３月１２日 火曜日

１４時００分から１４時３０分まで

2 場所

流山市役所 第２庁舎 ３０１・３０２会議室

3 出席者

(１) 委員

濱田 竜也 会長、君山 敬子 委員、稲田 衣子 委員、鈴木 美智子 委員、高村 友紀 委員、楠見 洋子 委員、渡辺 恵 委員、櫻井 壽一 委員、岩井 謙詞 委員、池上 諄一 委員、紺野 好美 委員、横山 章子 委員、関谷 一和 委員

(全１６名中１３名出席)

(２) 事務局(市)

伊原健康福祉部長

高齢者支援課 木村課長、武林課長補佐、影山高齢者介護予防係長、石渡主事、松田保健師

介護支援課 橋本課長、竹之内課長補佐、三宅介護地域支援係長、竹浪主任主事、名城主事、西澤主事、小川主事

社会福祉課 田村健康福祉政策室長

4 議題等

(１) 【報告事項】流山市地域包括支援センターの職員の変更について ア(事務局より説明)資料１のとおり。

イ 事前質問・意見

(事務局)岩井委員より、「北部西地域包括支援センターの職員の度々の離任について、職員と上層部との関係にある様に思える。何か理由があるように思える。」とのご意見をいただいた。また、

紺野委員より「北部西地域包括支援センターは設立後、何度も職員の変更が行われているように思われる。利用者（市民）からしてみれば不安に思われるのではないか。また、相談していた事が中途半端にならない様、引継ぎはうまく行われているのか。」との質問をいただいた。北部西地域包括支援センターに確認したところ、市民を不安にさせることのないよう引継ぎを行っており、引継ぎの書類を作成し、全ケースの動きを職員全員で共有しているとのこと。

(2)【報告事項】令和6年度流山市地域包括支援センター運営方針(案)について

ア（事務局より説明）資料2のとおり。8ページの権利擁護業務「エ支援が困難な事例への対応（困難事例）」について、本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施し、既存の支援体制の狭間に置かれ、あるいは複雑化・複合化した課題を抱える世帯を、センターと連携して支援していく。運営方針に記載するにあたり、困難事例は権利擁護業務に限らないことから、5ページの「ア 総合相談」に8050問題やダブルケア・ヤングケアといった具体例を含めて追記した。

イ 事前質問・意見

（事務局）岩井委員より、「中核機関がどのような役割を果たしているか、説明していただきたい。」との意見をいただいた。運営方針の1ページ目に記載されているが、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みをする中核的な機関として、各地域包括支援センターを設置している。中核的機関の役割として、地域包括支援センターは、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援することを目的に地域の高齢者等の相談、権利擁護や地域の支援づくり、介護予防の必要な援助などを行っている。次に、楠見委員より、「困難事例が多く地域包括支援センターの方と一緒に関わることが多くなったと感じている。状況によって緊急かつ迅速な対応が求められる事があり、行政側の協力が不可欠。引き続きご協力お願いします。」とのご意見をいただいた。困難事例が増加しているため、地域包括支援センターをはじめ、各関係

機関と連携を取り、迅速に対応できるよう努めていく。

（濱田会長）今回、運営方針を変更したのは、重層的支援体制整備事業が開始されるためか。また、地域包括支援センターについて、運営方針（案）の１ページ目には“中核機関として設置”と記載されているが、２ページ目には“中核的機関である”と記載されている。「中核機関」は権利擁護、主に成年後見制度の支援を行う機関、「中核的機関」は中間に位置する機関という意味合いで記されたおり、全く別物である。似たような記載のためわかりづらいのではないかな。

（事務局）今回、運営方針を変更したのは、重層的支援体制整備事業が開始されるためである。また、運営方針の１ページと２ページ目で“中核機関”と“中核的機関”と二通りの記載となっているため、“中核的機関”と統一し記載する。

（濱田会長）行政的な表現かもしれないので、よく検討されたい。

- （３）【協議事項】指定地域密着型サービス事業所の指定更新について
ア（事務局より説明）資料３のとおり。

イ 事前質問・意見

（事務局）櫻井委員より、「現在、全国各介護施設での不祥事が多く、悪質介護事業所が増えているそうだが、監視・監督できないものか。」とのご意見と、「高齢化が進み介護事業所が増加する一方、反社会グループの資金源となってしまう市町村の噂が入るが、対処はしているか。」とのご意見をいただいた。現在のところそのような話は市には入ってきていない。なお、流山市では、事業所の指定を行う際にその事業所が適正な運営を行えるか確認を行っており、指定の更新を行う際にも運営指導として適正な運営がされていることを確認している。

５ その他

本協議会については、３月末日をもって３年間の委員任期が満了となる。次期協議会の委員については、引き続き、各関係機関に御協力いただきたく、代表者様宛に委員の推薦をお願いしている。